

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業

入札説明書

平成 16 年 7 月 26 日

稚 内 市

目 次

はじめに	1
事業の概要	1
1 事業名	1
2 事業実施場所	1
3 事業内容	1
民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
入札に関する条件	4
1 入札参加者の備えるべき条件	4
2 応募に関する留意事項	6
3 入札に関する手続き等	7
入札書類の審査及び選定に関する事項	12
1 審査委員会の設置	12
2 審査の手順及び方法	12
3 審査事項	13
4 審査結果の通知	13
5 事業契約の締結	13
契約の概要	14
1 契約の構成	14
2 契約のスケジュール（予定）	14
提案に関する条件	14
1 施設の設計・建設の提案に関する条件	14
2 施設の運営・維持管理業務の提案に関する条件	15
3 事業計画の提案に関する条件	15
事業実施に関する事項	17
1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
3 市による本事業の実施状況の監視	18
4 事業期間中の事業者と市の関わり	19
5 支払手続	19
契約に関する事項	19
1 契約手続	19
2 その他	19

はじめに

稚内市（以下「市」という。）は、「稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業」（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施するため、平成16年6月28日に「稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。そして、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を「特定事業」として選定し、平成16年7月6日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものである。

入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

事業の概要

1 事業名

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業

2 事業実施場所

稚内市新光町1778番地、1789番地

3 事業内容

本事業は、市の一般廃棄物及び合わせて産業廃棄物の適正な処分を行うため、市内に一般廃棄物最終処分場（以下「施設」という。）を新設し運営を行うことを目的とする。

PFI法に基づき、事業者が市内に新たに施設を設計・建設し、市へ施設の所有権を移転した後、一般廃棄物等を受入れ、施設を運営・維持管理することを事業の範囲とする。

なお、市は、本事業が地域再生、地域経済活性の一翼を担うものになることを期待している。

（1）事業方式・事業分類

施設の建設後、所有権を事業者から市へ移転し、その後運営期間、管理期間を通じて運営・維持管理を行う、BTO（Build Transfer Operate）方式とする。

（2）事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・ 整備期間：平成17年3月から平成19年9月までの2年6ヶ月
- ・ 運営期間：平成19年10月から平成29年9月までの10年
- ・ 管理期間：平成29年10月から平成31年9月までの2年

なお、運営期間の終了よりも早期に廃棄物埋立量が埋立容量に達した場合は、その時点で施設の運営・維持管理を終了し、廃止に係る施設の管理を開始する。また、事

業期間終了後の運営・維持管理業務に関しては、市と事業者の協議により、事業期間を延長することができるものとする。

(3) 業務内容

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、各業務における具体的な内容については、別添「要求水準書」に示すものとする。

1) 施設の設計

施設の設計及び関連業務（生活環境影響調査、施設設置に係る手続き等、国庫補助金申請手続き等の支援及び関係機関との協議を含む。）

2) 施設の建設工事

施設の建設工事及び関連業務
工事監理業務

3) 施設の所有権移転業務

事業者は、施設の建設後、施設及び設備等の所有権を市に移転する。

4) 施設の運営・維持管理

一般廃棄物等の受入れ業務（汚泥等の産業廃棄物を含む。）
一般廃棄物等の埋立業務（汚泥等の産業廃棄物を含む。）
施設の維持管理業務

5) 廃止に係る施設の管理業務

(4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、市が事業者を支払う対価の詳細は、事業契約書（案）に示す。

1) 施設整備費

2) 運営期間における維持管理費

3) 管理期間における管理料金

(5) 土地の権利形態

本事業の敷地は市有地であり、財産の分類は行政財産である。事業者は、建設期間中この行政財産について市の使用許可を得たうえで無償で使用できるものとする。

(6) 公の施設

市は、本施設を地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条に基づく公の施設として位置づけ、市議会の議決を経て、事業者を同法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定することを検討している。

(7) 事業のスケジュール(予定)

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1) 施設の設計・建設 | 平成17年3月～平成19年9月(2年6ヶ月) |
| 2) 施設の所有権移転 | 平成19年9月 |
| 3) 施設の運営開始 | 平成19年10月 |
| 4) 施設の運営・維持管理 | 平成19年10月～平成29年9月(10年) |
| 5) 廃止に係る施設の管理 | 平成29年10月～平成31年9月(2年) |

(8) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- 3) 廃棄物最終処分場性能指針
- 4) その他関連する法令等

民間事業者の募集及び選定に関する事項

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により行う。

本事業の実実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。ただし、「稚内市の休日」を定める条例（平成2年12月21日条例第23号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わない。

時 期	内 容
平成 16 年 7 月 26 日(月)	入札公告及び入札説明書等の配布
平成 16 年 7 月 26 日(月) ～平成 16 年 8 月 10 日(火)	参考資料の閲覧及び貸出
平成 16 年 7 月 28 日(水)	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成 16 年 7 月 30 日(金) ～平成 16 年 8 月 5 日(木)	入札説明書等に関する第 1 回質問受付
平成 16 年 8 月 19 日(木)	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答
平成 16 年 8 月 26 日(木)	参加表明書等の受付
平成 16 年 8 月 26 日(木) ～平成 16 年 8 月 31 日(火)	入札説明書等に関する第 2 回質問受付
平成 16 年 9 月 2 日(木)	参加資格審査結果の通知
平成 16 年 9 月 2 日(木) ～平成 16 年 9 月 9 日(木)	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成 16 年 9 月 14 日(火)	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答
平成 16 年 9 月 17 日(金)	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成 16 年 10 月 29 日(金)	入札及び提案書の受付
平成 16 年 11 月下旬	落札者決定及び公表
平成 16 年 12 月上旬	基本協定締結
平成 17 年 1 月中旬	仮契約締結
平成 17 年 2 月下旬～3 月上旬	事業契約締結

入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき条件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び本施設の運営・維持管理を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されることを基本とする。
- 2) 入札参加者は、一企業（以下「入札参加企業」という。）とすることも複数の企業の共同（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。なお、入札参加グループで申し込む場合、代表企業を定めること。
- 3) 入札参加者を構成する企業（以下「入札参加者の構成員」という。）の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

- 4) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

- 1) 事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- 3) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること、又は、建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定により、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。

市の平成 16 年度入札参加資格を有していること。
- 4) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する土木一式工事に関わる経営事項審査で、土木工事の総合評点数値が 900 点以上であること。ただし、複数の企業で応募する場合は、当該総合評点数値が 900 点以上のものを少なくとも 1 者含むこと。

市の平成 16 年度入札参加資格を有している者で、土木工事に登録していること。

平成 6 年度以降に元請として、廃棄物埋立容量 50,000m³以上の一般廃棄物最終処分場又は公共関与の産業廃棄物最終処分場（管理型）の施工実績（最終処分地及び水処理施設の両者。ただし、同一処分場でなくてもよい。）を有すること。ただし、複数の企業で応募する場合は、当該実績のあるものを少なくとも 1 者含むこと（なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。）
- 5) 運営企業は、平成 6 年度以降に、一般廃棄物最終処分場又は公共関与の産業廃棄物最終処分場（管理型）について、1 年間以上の管理実績（埋立管理及び水処理施設管理）を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）第 2 項の規定に該当する者であって、その事実があった日から 2 年を経過しない者

- 2) 設計企業、建設企業においては、市の指名停止措置を受けている者
- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 本事業に係る P F I アドバイザリー業務に関与した者
 - ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・ 日比谷パーク法律事務所
- 5) 稚内市税又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者
- 6) 稚内市の財産貸付に係る土地貸付料、埋立地貸付料又は建物貸付料を滞納している者

（4）参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加表明書提出日の平成 16 年 8 月 26 日（木）とする。
ただし、参加資格確認後、入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後、仮契約締結までの期間に、入札参加者の構成員が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

（5）特別目的会社の設立

- 1) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立するものとする。
- 2) 入札参加者の構成員は、必ず S P C への出資を行うものとし、その出資比率の合計は、全体の 50% を超えるものとする。なお、代表企業の出資比率は出資者中最大となること。
- 3) 建設企業は、S P C から請け負った建設業務について、事前に市に通知した場合には、その他の第三者に委託、又は下請人を使用することができるものとする。

2 応募に関する留意事項

（1）入札説明書の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等（以下「入札説明書等」という。）及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(5) 著作権

入札参加者から本「入札説明書」に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、市は、入札参加者の承諾を得た場合には、本「入札説明書」に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

(8) 本事業に係る額の公表

本事業において想定する事業期間を通じた事業契約金額の総額は、3,069,894千円（消費税及び地方消費税を除く。）である。なお、この入札予定価格の目安となる金額については、平成16年6月に債務負担行為設定に関する議決を行った。

(9) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3 入札に関する手続き等

(1) 入札公告

平成16年7月26日(月)に入札公告を行い、入札説明書等を配布するとともに、市のホームページに掲載する。

(2) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

1) 入札説明書等に関する説明会

・日時：平成 16 年 7 月 28 日(水) 午後 1 時～午後 2 時 30 分

・場所：市役所 正庁(5 階)

説明会においては入札説明書等の資料は配布しないので、適宜ダウンロードのうえ持参すること。なお、説明会のみに参加の場合は事前申込みは必要としない。

2) 現地見学会

・日時：平成 16 年 7 月 28 日(水) 午後 2 時 30 分～午後 4 時

現地見学会への参加者は、既に市のホームページにて募集済み。

(3) 参考資料の閲覧及び貸出

参考資料として、事前調査報告書の閲覧及び貸出を下記の要領で実施する。

1) 参考資料の閲覧

・閲覧期間：平成 16 年 7 月 26 日(月)～平成 16 年 8 月 10 日(火)

(土曜日及び日曜日を除く。)

・閲覧時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後

・閲覧場所：担当課

2) 参考資料の貸出

・貸出期間：平成 16 年 7 月 26 日(月)～平成 16 年 8 月 10 日(火)

(土曜日及び日曜日を除く。)

・貸出時間：貸出日当日の午前 9 時～午後 5 時

(当日のこの時間内に返却すること。)

・貸出場所：担当課

参考資料の貸出部数には限りがあるため、貸出は先着順とする。

(4) 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

1) 受付日時：平成 16 年 7 月 30 日(金)～8 月 5 日(木)午後 5 時

2) 受付方法：質問書(第 1 号様式)に記入の上、担当課宛に Eメールにより提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。

(5) 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を希望者に対し、次のとおり配布する。また、市のホームページにおいても同日から回答書を公開する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載するこ

とがある。

- 1) 配布日時：平成 16 年 8 月 19 日（木）午後 1 時～午後 5 時
- 2) 配布場所：担当課

(6) 参加表明書等の提出

入札参加者は、参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書等を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（第 7 号様式）を平成 16 年 9 月 29 日（水）までに、担当課へ持参又は郵送により提出すること。また、入札を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

- 1) 受付日時：平成 16 年 8 月 26 日（木）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- 2) 受付場所：担当課
- 3) 提出書類

- 参加表明書 【第 2 号様式】(正 1 部)
- 構成員表 【第 3 号様式】(正 1 部)
- 委任状（代表企業）【第 4 号様式】(正 1 部)
- 委任状（受任者） 【第 5 号様式】(正 1 部)
- 参加資格審査申請書【第 6 号様式】及び添付書類（正 1 部・副 2 部）
- ・会社概要（各構成員）
- ・企業単体の貸借対照表（各構成員の直近 3 年）
- ・企業単体の損益計算書（各構成員の直近 3 年）
- ・連結決算の貸借対照表（各構成員の直近 1 年）
- ・連結決算の損益計算書（各構成員の直近 1 年）
- ・納税証明書（消費税及び地方消費税）
- ・その他入札参加者の資格を証する書類の写し

(7) 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

- 1) 受付日時：平成 16 年 8 月 26 日（木）～8 月 31 日（火）午後 5 時
- 2) 受付方法：質問書（第 1 号様式）に記入の上、担当課宛に E メールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

(8) 参加資格審査結果の通知及び公表

参加資格審査の結果については、平成 16 年 9 月 2 日（木）に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。また、結果について市のホームページにおいて同日から公表する。

(9) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成 16 年 9 月 2 日(木)から 9 月 9 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 16 年 9 月 17 日(金)までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(10) 入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問に対する回答書を希望者に対し、次のとおり配布する。また、市のホームページにおいても同日から回答書を公開する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

- 1) 配布日時：平成 16 年 9 月 14 日(火)午後 1 時～午後 5 時
- 2) 配布場所：担当課

(11) 入札及び提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する下記の書類を記載した入札提案書類(提案書)を受け付ける。提案書の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、市は受領書を発行する。

- 1) 受付日時：平成 16 年 10 月 29 日(金)午後 1 時～午後 3 時
- 2) 受付場所：市役所 正庁(5 階)
- 3) 提出書類

入札書類提出書 【第 8 号様式】(正 1 部)

入札書 【第 9 号様式】(正 1 部)

入札書は封筒に入れ密封し、事業名、宛先、入札参加者名を表記して 1 部提出すること。

事業実施体制図 【第 10 号様式】(正 1 部・副 8 部)

設計・建設計画提案書【第 11 号様式～第 19 号様式】(正 1 部・副 8 部)

設計図書(正 1 部・副 8 部)

a) 施設概要(施設面積、埋立面積、埋立容量及び主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)

b) 図面

- ・施設配置平面図
- ・埋立完了平面図
- ・埋立後鳥瞰図(2 箇所)
- ・標準縦断図
- ・標準横断図
- ・しゃ水工平面計画図

- ・しゃ水工構造図
- ・浸出水集排水設備平面図
- ・浸出水集排水設備標準図
- ・地下水集排水設備平面図
- ・地下水集排水設備標準図
- ・発生ガス設備標準図
- ・浸出水処理施設棟（管理棟含む）鳥瞰図
- ・浸出水処理施設処理フロー
- ・その他、提案する構造物等に関する図面

c) 設計書等

- ・埋立容量が確認できる資料
- ・しゃ水工の性能が確認できる資料
- ・浸出水（保有水）等の集排水の性能が確認できる資料
- ・発生ガスの排除の性能が確認できる資料
- ・浸出水処理施設の性能が確認できる資料
- ・浸出水調整池の性能が確認できる資料
- ・その他新技术等の性能が確認できる資料

運営・維持管理計画提案書【第 20 号様式～第 28 号様式】(正 1 部・副 8 部)

事業計画提案書【第 29 号様式～第 34 号様式】(正 1 部・副 8 部)

提案書のうち設計図書以外について、第 10 号様式～第 34 号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A 4 縦長左ホッチキス綴じにより、正 1 部副 8 部及び内容を記録した CD-R 等 1 式(使用ソフト: Microsoft「Word」及び「Excel」(Windows 対応))を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。

設計図書については、A 3 版で作成し、前記の順に各ページの下に通し番号を振り、横長左ホッチキスで折り込まずに綴じ、正 1 部副 8 部を提出すること。

(12) 入札

入札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該入札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この際に、入札価格の公表は行わない。

- 1) 入札日時：平成 16 年 10 月 29 日(金)午後 3 時 30 分
- 2) 入札場所：市役所 正庁(5 階)

(13) その他

- 1) 市が配布する資料及び回答書は、本「入札説明書」と一体のものとし、以後、

配布するものが本「入札説明書」を補完・修正するものである場合には、本「入札説明書」の内容に優先するものとする。

2) 次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

入札日(平成16年10月29日(金)午後3時30分)を過ぎて提出書類が提出された場合

提出書類に虚偽の記載があった場合

審査の公平性に影響を与える行為があった場合

入札説明書等に違反すると認められる行為があった場合

3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

入札書の記載金額を加除訂正した入札

入札書に記名及び押印がない入札

入札保証金が不足する者のした入札

1の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札

代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

無権代理人がした入札

その他入札に関し、不正の行為があった者のした入札

入札書類の審査及び選定に関する事項

1 審査委員会の設置

入札書類等の審査にあたっては、学識経験者及び市の職員で構成する稚内市PFI事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。

委員は次の5名で構成される。各委員は、本事業の審査に関する質問等に応じることはできないので留意すること。なお、審査委員会は非公開とする。

審査委員長 宮 脇 淳(北海道大学大学院法学研究科教授)

委員長代行 田 中 信 壽(北海道大学大学院工学研究科教授)

審査委員 佐々木 政 憲(稚内北星学園大学情報メディア学部教授)

審査委員 川 上 憲 雄(市助役)

審査委員 手 島 孝 通(市生活福祉部長)

敬称略

2 審査の手順及び方法

(1) 入札参加資格の確認審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の

具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。資格不備の場合は失格とする。

(2) 最優秀提案の選定

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

1) 入札価格の確認

市は、入札書類に記載された入札価格が、入札予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が入札予定価格を超えている場合は失格とする。

2) 提案内容の基礎審査

市は、入札書類に記載された内容が、別添「落札者決定基準」に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

3) 提案内容の定量化審査

審査委員会は、入札書類に記載された内容について、別添「落札者決定基準」に示す得点化基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

(3) 落札者の決定

市は、審査委員会の最優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

3 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

4 審査結果の通知

審査の結果は、入札参加者の代表企業に文書で通知する。

5 事業契約の締結

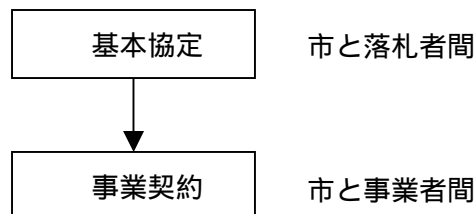
市は落札者を決定し、落札者は本事業を実施するSPCを設立するものとし、市とSPCの間で、市議会の議決を経たうえで事業契約を締結するものとする（平成17年2月下旬～3月上旬予定）。

事業契約は、市の提示条件及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、運営・維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

契約の概要

1 契約の構成

市と落札者および事業者が締結する契約、及びこれに係る協定については以下のとおり構成される。



(1) 基本協定

落札者決定後、市と落札者との間で、事業契約の締結にむけて、市及び落札者の双方の協力について定める趣旨で締結する。

(2) 事業契約

市と事業者であるSPCとの間で、事業期間中の市と事業者の役割、責任分担について明確化する。

事業契約は、平成17年2月下旬～3月上旬(予定)に開催される市議会に提出され、承認を経て締結される予定である。

2 契約のスケジュール(予定)

各契約の締結スケジュールは、以下を予定しているが、入札参加者の提案及び契約に至る進捗等により変更する場合がある。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 基本協定の締結 | 平成16年12月 |
| (2) 仮契約の締結 | 平成17年1月 |
| (3) 事業契約の締結 | 平成17年2月下旬～3月上旬 |

提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類等を作成すること。なお、入札参加者の提案が「要求水準書」に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 施設の設計・建設の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の設計」「施設の建設工事」については、別添「要求水準書」に従い、入札書類を作成すること。

2 施設の運営・維持管理業務の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の運営・維持管理」については、別添「要求水準書」に従い、入札書類を作成すること。

3 事業計画の提案に関する条件

事業計画の提案においては、次の条件に従い、入札書類を作成すること。なお、資金調達及び返済計画の立案においては、返済期間に追加的な出資又は融資の必要が生じないようにすること。

(1) 市の支払額

1) 施設整備費

本支払は、事業者が実施する施設の設計、建設の対価を建設一時支払金及び割賦料として、整備期間及び運営期間にわたり、市が事業者を支払う。

建設一時支払金は、施設整備に係る国庫補助金（防衛施設周辺民生安定施設整備事業）が市に交付された場合、事業者を支払う。提案にあたっては、整備期間における各年度毎の出来高に対し、様式集【第19号様式】に示す割合を乗じた金額が当該年度内に支払われるものとする。

割賦料は、入札参加者が提案する初期投資費用から、上記の建設一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本を入札参加者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間10年間の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。本支払については、平成19年度下半期分（10月1日～翌3月末日）を初回として、以後年2回、平成29年度上半期分（4月1日～9月末日）までの20回の平準化した支払とする。

なお、提案で見込んだ建設一時支払金と実際に支払われた建設一時支払金の金額が異なる際に生じる建中金利等の差額については事業者の負担とする。したがって、建設一時支払金が整備期間中の何れの時点で支払われても、その合計金額を初期投資費用から控除した額が割賦料の元本となることに留意すること。

また、提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成16年8月30日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、運営期間における実際の支払額は、平成19年7月末日の基準金利にて算定される額とする。基準金利については、次のとおりとする。

・基準金利

TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物（円 - 円）金利スワップレート（基準日午前10時）とする。

2) 運営期間における維持管理費

本支払は、事業者が実施する施設の運営・維持管理の対価を委託料として、運営期間にわたり、市が事業者に支払う。

運営期間に支払う委託料は、埋立量に応じた支払（従量料金）及び量に関わらない支払（維持管理基本料金）から構成される。提案にあたっては、従量料金のトンあたり単価と半期あたりの維持管理基本料金を提案すること。また、これらはともに物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動（総務省統計局が公表する消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」））を勘案して定まる額とする。本支払については、平成19年度下半期分（10月1日～翌3月末日）を初回として、以後年2回、平成29年度上半期分（4月1日～9月末日）までの20回の支払とする。

なお、事業計画提案書の作成に際しては、次の埋立量があるものと仮定すること。

表 年度別埋立量の仮定値（重量ベース）

平成 19 年度	12,092 トン
平成 20 年度	23,395 トン
平成 21 年度	22,879 トン
平成 22 年度	22,351 トン
平成 23 年度	22,167 トン
平成 24 年度	17,546 トン
平成 25 年度	17,157 トン
平成 26 年度	17,015 トン
平成 27 年度	16,874 トン
平成 28 年度	16,732 トン
平成 29 年度	8,297 トン

3) 管理期間における管理料金

本支払は、事業者が実施する廃止に係る施設の管理業務の対価を委託料として、管理期間にわたり、市が事業者に支払う。

埋立終了後の管理期間に支払う委託料は一定の金額とする。提案にあたっては、半期あたりの料金を提案すること。運営期間と同様に、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。本支払については、平成29年度下半期分（10月1日～翌3月末日）を初回として、以後年2回、平成31年度上半期分（4月1日～9月末日）までの4回の支払とする。

(2) リスク管理の方針

1) 基本的考え方

本事業における施設の設計・建設、施設の運営・維持管理及び廃止に係る施設の管理業務上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、市が責任を負うものとする。

2) リスク分担

市と事業者の具体的なリスク分担を本入札説明書の別表に示す。また、詳細については、事業契約書(案)に示すものとする。

(3) 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入することとする。

事業実施に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が不調となった場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。

2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

- (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
- 1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
 - 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。
- (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が不調となったときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。
- (4) 金融機関と市の協議（直接協定）
事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。
- (5) その他
上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、事業契約で規定することとする。

3 市による本事業の実施状況の監視

市は、事業契約に基づき、提供される運営・維持管理業務のサービスを確認するため、本事業の実施状況の監視を次のとおり行うこととする。また、事業者の提供する施設の整備及び運営・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、運営・維持管理に係る委託料の減額等を行うこととする。

(1) モニタリング

市は、事業者が実施する施設の運営・維持管理、廃止に係る施設の管理業務及び事業者の財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に書面及び現地調査等によりモニタリングを行うこととする。

(2) 支払の減額等

事業契約及び要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については事業契約に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

- ア サービス水準の充足
- イ 上記アを満たさない事項が市に及ぼす影響度
- ウ 上記アを満たさない事項に対する改善
(市等が提示する猶予期間内であればペナルティなしとする。)

4 事業期間中の事業者と市の関わり

- (1) 本事業は、事業者の責任において遂行されることとする。また、市は、事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。
- (2) 原則として市は、事業者に対して連絡等を行うこととするが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて、市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができることとする。
- (3) 資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は、事業者に資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結することとする。

5 支払手続

- (1) 事業者は、業務完了後、業務完了届を速やかに市に提出する。
- (2) 市は、業務完了届受領後 10 日以内に履行確認を事業者に通知する。
- (3) 事業者は、割賦料については各半期の終了後、委託料については履行確認通知を受領後、速やかに市に請求書を送付する。
- (4) 市は事業者から割賦料、委託料の請求書を受領後、30 日以内に支払う。

契約に関する事項

1 契約手続

- (1) 市は落札者を決定し、落札者は本事業を実施する S P C を設立する。
- (2) 市は、S P C と仮契約を締結する。
- (3) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、事業者が、本件施設の建設請負工事に関して、請負人に、工事費の 10% に相当する額の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結させたときは免除する。
- (4) 仮契約は、市議会の議決を経た場合に本契約となる(平成 17 年 2 月下旬～3 月上旬予定)。
- (5) 事業契約は、市の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設の設計・建設、施設の運営・維持管理及び廃止に係る施設の管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

2 その他

- (1) 事業契約の締結については、P F I 法第 9 条及び稚内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年市条例第 7 号)第 2 条の規定に基づ

き、市議会の議決を要する。

- (2) 事業予定者が事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行う。

担当課：生活福祉部廃棄物処理施設 P F I 担当

〒097 - 8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

電 話 0162 - 23 - 6161 F A X 0162 - 23 - 4038

Eメール pfi@city.wakkanai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp>

別表 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスク内容	リスク分担	
			市	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書の誤り、内容の変更に関するもの等		
	契約締結リスク	選定事業者が契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		
	内容変更リスク	事業の業務範囲の縮小、拡充等		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更		
		上記以外の法令等の変更		
	税制度変更リスク	施設に関する税制度の変更等		
		法人に課される税金のうちその利益に課される税制度の変更		
	許認可遅延リスク	市が作成する書類の不備による遅延		
		事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	第三者賠償リスク	調査・建設における騒音・振動等に関するもの		
		運営段階における同上に関するもの		
	住民対応リスク	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの		
	用地確保リスク	当該事業用地の確保に関するもの		
	事故の発生リスク	調査・建設での事故の発生		
		運営段階における作業員に関する事故の発生		
		運営段階における見学者に関する事故の発生		
	環境保全リスク	調査・建設での環境に影響を及ぼす場合等		
		上記以外の運営段階における同上に関するもの		
測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した測量・地質調査部分			
	事業者が実施した測量・地質調査部分			
事業の中止・延期に関するリスク	市の指示、議会の不承認、市の債務不履行によるもの			
	事業者の事業放棄、破綻によるもの			
物価変更リスク	施設の運営開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当するもの）			
	施設の運営開始後のインフレ・デフレ（維持管理、運営に相当する部分）			
金利変動リスク	整備期間の金利変動			
	運営期間の金利変動			
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期			
計画・設計	応募コスト	応募費用に関するもの		
	資金調達リスク	補助金の見込み違いによるもの		
		上記以外に必要な資金の確保に関するもの		
設計リスク	設計に関するもの（市の提示条件、指示の不備、変更によるものを除く）			
建設	工事遅延リスク	工事遅延・未完工による施設の運営開始の遅延		
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大		
		上記以外の工事費の増大		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
一般の損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
運営	計画変更リスク	市の責による事業内容・用途の変更に関するもの		
	運営費上昇リスク	市の責による事業内容・用途の変更等に起因する運営費の増大		
		上記及び物価以外の要因による運営費用の増大		
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		
	受入不可リスク	施設の破損・修復により受入できない		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
	受入廃棄物の性状リスク	受入廃棄物の質に起因する事故等		
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動リスク		
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの			

注) :主にリスクを負担。 :共にリスクを負担。

注1) 契約の当事者双方が原因によりそれぞれ負担する。

注2) 不可抗力の場合、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

注3) 受入基準を満たしていない廃棄物を受け入れた場合などについては、事業者が負担する。